

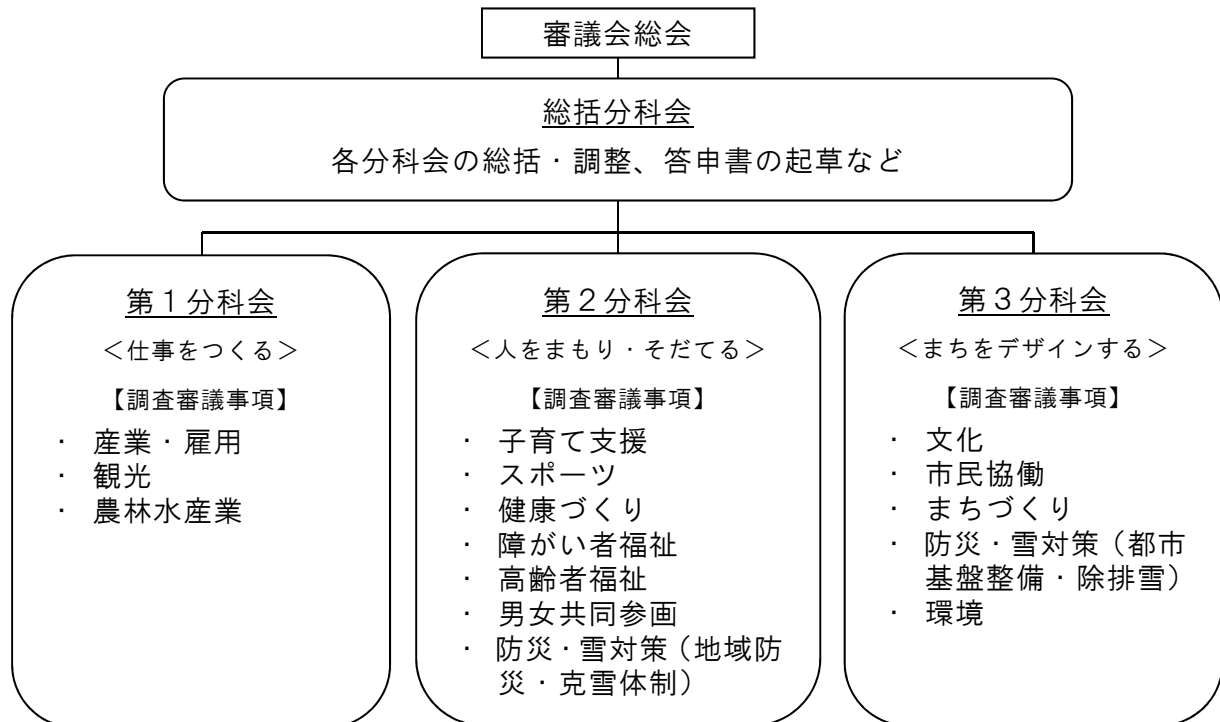
青森市総合計画審議会の所管事項について

1 青森市総合計画審議会の所掌事務

市長の諮問に応じ、総合計画等について調査及び審議し、その結果を答申する。

2 青森市総合計画審議会の運営

委員 19 名をもって組織し、審議会に総括分科会及び 3 つの分科会を置く。



3 青森市総合計画の概要

(1) 策定の基本的方針

- ①概ね 10 年後を展望したものとする。
- ②社会経済情勢の変化に的確に対応したものとする。
- ③土地利用の方向性を含むものとする。
- ④国、県計画等との整合性を考慮するものとする。
- ⑤市議会との連携を図るとともに、市民の意見を反映したものとする。

(2) 青森市総合計画の構成、期間等

①基本構想

令和 6 年度を初年度、目標年次を 10 年後の令和 15 年度とし、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた施策の方向性などを示したもの。

②基本計画

前期 5 年、後期 5 年とし、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な取組を示したもの。